
平成27年第1回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

平成27年3月3日(火)

1. 議事日程第1号

平成27年3月3日(火) 午前10時開議(開会)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 第3 議長の諸般の報告
- 第4 議案の上程(議案第1号から議案第36号)
- 第5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明
- 第6 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 第7 質疑・討論・採決

(議案第1号、議案第15号、議案第25号から議案第29号)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 日程第3 議長の諸般の報告
- 日程第4 議案の上程(議案第1号から議案第36号)
- 日程第5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明
- 日程第6 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 日程第7 質疑・討論・採決

(議案第1号、議案第15号、議案第25号から議案第29号)

出席議員(16名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 宿 利 忠 明 | 2 番 | 大 谷 徹 子 |
| 3 番 | 石 井 龍 文 | 4 番 | 廣 澤 俊 幸 |
| 5 番 | 中 川 英 則 | 6 番 | 尾 方 嗣 男 |

7 番	菅 原 一	8 番	河 野 博 文
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
11 番	清 藤 一 憲	12 番	宿 利 俊 行
13 番	藤 本 勝 美	14 番	片 山 博 雅
15 番	繁 田 弘 司	16 番	高 田 修 治

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	帆 足 浩 一	議 事 係 長	小 野 英 一
---------	---------	---------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	河 島 公 司
まちづくり 推 進 課 長	穴 本 芳 雄	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也
税 務 課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	江 藤 幸 徳
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長	平 井 正 之
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	商工観光振興 課 長	村 木 賢 二
会計管理者兼 会 計 課 長	本 松 豊 美	人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六
教育総務課長	長 尾 孝 宏	学校教育課長	米 田 伸 一
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	湯 浅 詩 朗	行 政 係 長	秋 吉 正 彦

上 程 議 案

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 議案第2号 | 辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の一部変更について |
| 議案第3号 | 玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について |
| 議案第4号 | 玖珠町健康づくり推進条例の制定について |
| 議案第5号 | 玖珠町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| 議案第6号 | 玖珠町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の制定について |

議案第 7 号	教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
議案第 8 号	玖珠町情報公開条例の一部改正について
議案第 9 号	玖珠町行政手続条例の一部改正について
議案第10号	玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第11号	玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
議案第12号	玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第13号	玖珠町有財産条例の一部改正について
議案第14号	玖珠町議会の議決に付すべき契約及び重要な施設の廃止に関する条例の一部改正について
議案第15号	玖珠町基金条例の一部改正について
議案第16号	玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第17号	玖珠町介護保険条例の一部改正について
議案第18号	玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議案第19号	玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議案第20号	急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について
議案第21号	玖珠町立幼稚園の授業料徴収条例の一部改正について
議案第22号	玖珠町消防団条例の一部改正について
議案第23号	玖珠町保育の実施に関する条例の廃止について
議案第24号	玖珠町と豊後高田市との証明証等の交付等に係る事務委託に関する協議について
議案第25号	平成26年度玖珠町一般会計補正予算（第 5 号）
議案第26号	平成26年玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第27号	平成26年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第28号	平成26年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第29号	平成26年度玖珠町水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第30号	平成27年度玖珠町一般会計予算
議案第31号	平成27年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第32号	平成27年度玖珠町簡易水道特別会計予算
議案第33号	平成27年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算
議案第34号	平成27年度玖珠町介護保険事業特別会計予算
議案第35号	平成27年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第36号	平成27年度玖珠町水道事業会計予算

午前10時00分開議（開会）

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成27年第1回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに本定例会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（高田修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において

5 番 中 川 英 則 君

11番 清 藤 一 憲 君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議 長（高田修治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長松本義臣君。

○議会運営委員長（松本義臣君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の協議結果についてご報告をいたします。

平成27年第1回玖珠町議会定例会の開会に当たり、去る2月24日に議会運営委員会を開催いたしました。今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日3月3日から3月18日までの16日間としたいと思います。

今期定例会に上程されます議案は、人事案件1件、辺地に係る総合整備計画の一部変更案件1件、

過疎地域自立促進計画の一部変更案件 1 件、条例の制定案件 4 件、条例の一部改正案件 15 件、条例の廃止案件 1 件、事務委託に関する協議案件 1 件、平成 26 年度一般会計補正予算案件 1 件、平成 26 年度特別会計補正予算案件 3 件、平成 26 年度水道事業会計補正予算案件 1 件、平成 27 年度一般会計予算案件 1 件、同じく特別会計予算案件 5 件、水道事業会計予算案件 1 件の 36 議案であります。

なお、議案第 1 号、委員会委員の選任案件、議案第 15 号、基金条例の一部改正案件、議案第 25 号、平成 26 年度一般会計補正予算案件、議案第 26 号から議案第 28 号の特別会計補正予算案件 3 件、議案第 29 号、水道事業会計補正予算案件、以上 7 議案は、議案の性格上、また年度末を控え、予算執行上、急施を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、本日の日程の中で質疑、討論、採決をお願いしたいと思います。

また、議案第 30 号から議案第 36 号までの 7 議案は、平成 27 年度各当初予算案件であります。予算特別委員会を設置して審査の付託をしたいと思います。

次に、今定例会の一般質問は、12 日、13 日を予定しておりますが、恒例によりまして、町長の新年度予算編成方針などの説明を受けてからの通告といたします。

したがって、日程の関係上、3 月 5 日の 17 時に締め切り、3 月 9 日の予算特別委員会の開催前に議会運営委員会を開催し、一般質問の発言順序を決めたいと思いますので、議会運営委員のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、会期中に追加議案として、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に伴う一般会計補正予算の追加案件の上程が予定されている旨の報告を受けております。

何とぞ本定例会の慎重なるご審議と議会運営に格段のご協力を承るようお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

以上でございます。

○議長（高田修治君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は本日 3 月 3 日から 3 月 18 日までの 16 日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 18 日までの 16 日間と決定いたしました。

日程第 3 議長の諸般の報告

○議長（高田修治君） 日程第 3、議長の諸般の報告を行います。

去る 1 月 14 日には、別府市において町村長と町村議会議長の意見交換会が開催され、今後の取り組みについて協議を行いました。

1 月 21 日には、知事を囲む自治運営懇話会が大分市で開かれ、県道の整備、企業誘致等について要

望を申し上げたところであります。

2月13日には、大分県町村議会議長会が日出町で開催されました。会議に先立ち地方自治功労者の表彰伝達式及び表彰式があり、当議会より全国議長会表彰が1名、県議長会表彰に5名の議員が受賞されました。その後、平成27年度事業計画及び予算について協議をいたしました。また、本会議において会長の坂本九重町議会議長から辞任の申し出があり、残任期間となりますが、大分県議長会会長に選任されました。なお、副会長として熊谷日出町議会議長が同じく選任されました。

2月22日には、大阪市で関西くす・ここのえ会が開かれ、副議長とともに関西在住の玖珠郡出身者と方々と親交を深めてまいりました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 議案の上程（議案第1号から議案第36号）

○議長（高田修治君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第1号から議案第36号までの36議案について、一括上程したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第1号から議案第36号までの36議案につきまして、一括上程することに決定いたしました。

日程第5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明

○議長（高田修治君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明を求めます。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） おはようございます。

早いもので3月を迎え、今年度も残りわずか1カ月となりました。ようやく春の兆しが感じられるようになりました。2月12日に召集されました第189回国会において、安倍総理は総選挙の結果を受け、「引き続きさらに力強く前進せよ」と国民の信託を受けたとし、経済再生、復興、社会保障改革、教育再生、地方創生、女性活躍、そして外交・安全保障の立て直しに、日本の将来をしっかりと見定めながら、改革を進めなければならないと表明していました。

特に注目をされるのは、安倍内閣が重点施策に掲げる地方創生の取り組みが、全国一斉に動き出すことでございます。

政府は昨年12月に、日本の人口現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を示す「まち・

ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するために、今後5カ年の目標や施策の具体的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめました。

この中では、人口減少・超高齢化社会の原因を、少子化と東京への一極集中としており、結婚から出産、子育てまでの支援、都市から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げています。あわせて国と地方が一体となり中長期的視野に立つべく、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略の策定を全自治体に要請しているところでございます。

こうした国の施策も反映させ、平成26年度補正予算（案）及び平成27年度当初予算（案）を提出いたしましたところでございます。

本日ここに、平成27年第1回玖珠町議会定例会が開会されるに当たり、新年度の町政の施政方針を申し述べるとともに、提出いたしました諸議案の概要をご説明申し上げ、議会の皆様を初め、町民の皆様のご理解とご協力を申し上げたいと存じております。

初めに、12月議会以降の、町政にかかわる諸般の報告を申し上げます。

新春1月11日に開催されました2つのイベントについてご報告いたします。

玖珠川河川敷において、平成27年玖珠町消防団特別点検を行いました。当日は、大変寒い中ではありましたが、衛藤征士郎代議士、浜田洋県議を初め、玖珠町議会議員各位、玖珠消防署、玖珠警察署、陸上自衛隊玖珠駐屯地、消防団OBのほか、関係各位のご出席をいただき、団員服装点検や機械器具点検、操法、小隊の訓練、分列行進、車両行進、放水点検等に、日頃の訓練の成果を披露したところでございます。

また、永年勤続功労者に対する町長表彰、上級表彰披露、玖珠町消防団長特別表彰を行いました。受賞されました皆様には、これまでの消防活動へのご尽力に敬意を表しますとともに、今後ともますます重要性を増しております消防・防災活動へのご支援とご協力をお願いするところでございます。

同日には、くすまちメルサンホールを会場に、二十を祝福する、平成27年玖珠町成人式を開催いたしました。今年は、200名の新成人を対象に案内し、145名が出席する中、式典が開会され、成人証書を授与、成人者代表の答辞が厳粛な中、とり行われました。

式典の後、恩師からのビデオレターや、玖珠町出身メルヘン大使の落語家三遊亭鳳志さんの記念講演など、大人の仲間入りした新成人や家族にとって、心温まる、思い出深い一日になったと思います。

2月23日から27日の5日間、二豊路に春を告げる第57回県内一周大分合同駅伝競走大会が開催されました。大会3日目の地元通過には、多くの町民の応援を受け、玖珠郡チームは1位で通過する大健闘をいたしました。玖珠郡チームの成績は9位と、昨年より順位を2つ上げることができました。選手の皆さんの頑張りに敬意を表すところでございます。大変お疲れさまでした。

3月1日、メルサンホールにおいて、町制施行60周年町民の日が行われ、記念式典では、個人13名と1団体に功労者表彰、個人1名と1団体に感謝状贈呈をさせていただきました。引き続き、60周年の記念すべき年に、今回は「健康づくり」をテーマに、記念講演として三屋裕子さんの健康寺子屋や健康づくり推進宣言を行いました。これからの玖珠町が目指す健康づくりの町に向けて有意義な一日

となったところでございます。

3年ぶり10回目となる、在沖縄米軍による、日出生台演習場での実弾射撃訓練が、3月2日から13日までの12日間の日程で実施されています。今回の米軍実弾射撃訓練に対し、去る1月19日、国に対し四者協により、地域住民の不安解消と安全確保の為、万全の措置を講じるよう要請をしたところでございます。

また町においても、1月20日に対策本部を設置し、2月23日には現地対策本部を設置し、安全対策を実施しているところでございます。今後、米軍が撤収、離県するまで、地域住民の不安解消と安全確保のため、安全対策を講じてまいりたいと思っております。

次に、本定例会に当たりまして、平成27年度の町政運営に対する基本的な考えを申し述べ、あわせて予算案の編成方針についてご説明申し上げたいと思います。

まず、町政運営の基本方針でございます。

本年3月1日、玖珠町は町制施行60周年を迎えました。町民の皆様とともに、協働した行政運営に努め、暮らしやすいまちづくりを目指してまいりたいと思います。

私の政治信条として「法令遵守と説明責任」、「住民との協働のまちづくり」、「人材育成」を掲げておりますが、このことを基本として、引き続き長期的な視野に立って、町政を執行してまいりたいと考えているところでございます。

また、町長就任以来5年間を振り返り、自分なりに町の課題や、問題点が見えてまいりましたので、持続可能な玖珠町をつくるため、これらの課題を一つ一つ形にしていきたいと思っております。

まず、1つ目は、透明性と規律ある行財政運営でございます。

景気が回復基調にあるとはいえ、少子高齢化の中、厳しい財政状況が続きます。まちづくりを行うには、地盤となります役場組織の体制強化を進め、研修による研さんを深め、職員の意識改革、また、常に業務の検証、見直し、選択と集中を図ることで、規律ある行政運営に努めなければなりません。

一方では、住民の皆さんに説明のできないことはできません。透明性を確保し、行政の説明責任を果たしてまいりたいと思っております。

さらに、まちづくりは行政だけでは成り立ちません。4地区コミュニティのお力添えをいただきながら、地域住民の皆様とともに、地域活動の活性化、活力ある地域づくりに力を注いでまいりたいと思っております。

次に、産業の活性化でございます。

玖珠の恵まれた地域資源であります、米・野菜・花卉・畜産・シイタケなどの基幹産業を中心に、生産性の向上に努め、6次産業化に向けた取り組み、魅力ある特産品の開発などの農業企画力の向上を図ってまいります。

観光面では、観光資源として生かしていない素材を磨き、交流人口をふやすことに力を注いでまいります。具体的には、旧豊後森機関庫、森の街なみの拠点施設となる久留島記念館跡、若竹保育園跡地に予定している久留島武彦記念館、水戸岡鋭治氏によるグランドデザインの施設等、着実にまちづ

くりが動き始めているところでございます。

次に、インフラ整備の利活用・防災環境整備でございます。

住民にとって安心・安全なまちづくりのため、インフラ整備の利活用や防災環境整備を推進してまいります。

昨年、高速ブロードバンド（光ファイバー）を整備いたしました。今後は、住民サービスにつながる利活用を検討してまいります。特に、企業誘致については、工業団地活用のために、玖珠町まち・ひと・しごと創生総合戦略のまさに柱として、セールスに努めてまいります。

また、近年全国的に発生した多くの災害を教訓に、災害に強い安全・安心のまちづくりを進めなければならないと考えております。

次に、教育・福祉の推進でございます。

玖珠町を支えていく後継者や、子供たちの未来のため、人材育成は行政の重要な課題でございます。

玖珠町は、近年学力向上で如実に成果を上げております。その要因として、各学校の教職員の皆様の努力はもとより、町内全ての小中学校で取り組んでいる、コミュニティ・スクールや、地域と一体となって実施している寺小屋授業などの地域と学校が協力して支える「協育力」の取り組みが大きな役割を果たしており、今後も支援をしてまいりたいと思っております。

また、4月に開校いたします玖珠美山高校を地域の学校として、九重町とともに支援してまいりたいと思っております。

さらに、中学校再編に向けて、新年度より中学校開校推進係を設置し、開校準備を進めてまいります。

子供や高齢者支援とあわせて、健康づくりにも取り組みます。

平成27年4月から、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。本町におきましても、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度がスタートします。利用のため丁寧な説明を進めてまいります。

高齢化が進む中、高齢者の皆さんが、元気で楽しく暮らすことも行政の重要な課題でございます。総合運動公園を、子供から高齢者まであらゆる世代の健康づくりの拠点として、本年4月から、健康ウォーク推進事業をスタートし、町を挙げて健康づくりの町の推進につなげてまいりたいと考えております。

最後に、まち・ひと・しごと創生についてでございますが、過渡期を迎えています玖珠町では、今まさに国政の動向を注視しつつ、くすまち創生のため、本町の地域特性や、可能性をしっかりと生かした、地域創生に取り組んでまいります。

4月からは、まちづくり推進課の中に総合戦略室を設け、今後の玖珠町のあり方を計画し、その施策を具現化してまいります。

以上、町政運営に当たり、基本方針の一端を述べさせていただきましたが、これまで以上に町民の皆様の声をお聞きし、持続可能な玖珠町づくりを推進してまいりたいと思っております。

本町の人口推計では、さらなる人口減少と、少子高齢化が進むとされております。このことは、地方税などの減収に直結するだけでなく、公共事業などの事業実施に当たっては、堅実な中・長期財政計画に基づいた事業計画の策定と執行が行われなければなりません。それはまさに「選択と集中」であり、施策の選別と必要なものへの集中と充実が行われなければなりません。

今後さらに、事務事業の見直し、組織機構の改革、定員管理の適正化、経常経費の削減など、新たな分析・視点を持って、改善と見直しを推進していかなければなりません。広く住民の皆様のニーズに対応できる行政のあり方の追求と財政の健全化を目指してまいります。

次に、主要な施策について申し上げます。

最初に、災害に強いまちづくりの推進についてでございます。

国においては、昨年2月の大雪による、立ち往生車両、孤立集落などの発生を教訓に、災害対策基本法の改正が行われるとともに、昨年8月の広島市での豪雨災害を受け、土砂災害防止法が改正されました。玖珠町においても、県と連携し、地域防災計画の見直しを行うとともに、法改正等に伴う、新たな災害ハザードマップを作成し、全戸配布しながら、自主防災組織等の避難訓練や災害時要援護者対策を推進し、住民の安心と安全を守るための対策を実施してまいります。

また、道路ストック総点検に基づき道路舗装の改修を図り、橋梁長寿命化修繕計画により橋梁の補修やかけかえを行うことで、安全で人に優しい町道整備を推進してまいります。

次に観光振興についてでございます。

全国から大分県に観光客を呼び込もうという、国内最大規模の観光イベントであるデスティネーションキャンペーンが、いよいよ平成27年7月から9月30日までの3カ月間実施されます。

現在、玖珠町としまして、豊後森機関庫周辺の整備や森の街なみ整備、旧久留島氏庭園、栖鳳楼、伐株山などの環境整備に力を入れ、大分県内の他の地域にない、玖珠町独自の観光素材を広くPRしているところでございます。

次に農林業の推進についてでございます。

国は地方創生として、農業を成長分野として位置づけ、さまざまな施策を展開しております。玖珠町においても、基幹産業である農林業の取り組みが重要だと考えております。

平成26年度より、中山間直接支払制度、環境保全型農業直接支援、多面的機能支払が、日本型直接支払制度として新たにスタートし、本年度からは法制化され実施されます。本町においても、積極的に取り組むを行います。その中で、中山間直接支払制度は、平成27年度より第4期対策となります。農地の管理、農業用施設の管理に支援を行うことにより、遊休農地、耕作放棄地の抑制に効果が期待されています。

さらに、農地の集約化に向けて農地中間管理事業にも取り組みます。新規就農者や、農業参入希望企業には、玖珠町の地形的利点、気候的利点を生かし、農政誘導にも取り組んでまいります。また、玖珠美山高校とも連携をとり、玖珠町農業の活性化を図ります。

畜産については、玖珠家畜市場の平均価格は高値で推移しており、2月市場では、子牛一頭の平均

が、58万3,258円でした。このような市況は、繁殖農家におきましては大変喜ばしいことであり、これまで実施してきました事業効果も見えてきていると判断しておりますが、依然飼料の高騰も続いており、飼養戸数・頭数の減少に歯どめがきかない状態が続いております。このような経営環境は、肥育農家にとっても大変厳しい現状であります。引き続き肉用牛対策といたしまして、肥育農家と繁殖農家に、事業効果の期待できる母牛産肉能力早期判明事業、乳用牛対策として、乳用牛保留推進事業を継続実施してまいります。

玖珠町では、農業の基盤となる用水路等農業用水利施設が、老朽化により更新時期を迎えており、引き続き農業用水利施設の改修に努めていきます。

ため池につきましては、昨年改修計画を行った長牟田ため池の改修工事に着手していきます。また、危険が想定される、ため池のハザードマップの作成を行います。

林業につきましては、国内産の木材価格の低迷や、林業従事者の高齢化、後継者不足など大変厳しいものがあります。引き続き森林組合など林業事業体と連携を強化し、林業経営の安定促進に努めてまいります。

特用林産物、特にシイタケについては、わずかながら単価の上昇が見られますが、まだまだ低迷していますので、引き続き椎茸種駒助成事業を行い、生産量の維持拡大及び生産意欲の堅持を図っていきます。

鳥獣による被害は、農林業者の生産意欲を著しく低下させます。農林産物の被害減少に向け、大型捕獲わなドロップネットやJCT箱わなを活用した、捕獲対策の強化、鳥獣防護柵での予防対策など、引き続き県や猟友会と連携を図り、被害防止対策を行ってまいります。

次に保健・福祉施策についてでございます。

まず、保健部門におきましては、去る3月1日に開催いたしました町制施行60周年記念・町民の日におきまして、これからのまちづくりには、健康が第一と捉え、町民を挙げて健康づくりを推進すべく、健康づくり宣言を採択していただいたところでございます。これを具体化する取り組みといたしまして、健康ウォーク推進事業を新年度予算に盛り込んだところでございます。

これは、一人一人毎日の運動量を個人が携帯する活動量計で測りながらデータ化し、それをもとに、定期的な体力測定等と看護師の問診によって健康な体づくりの過程を見える化し、健康意識の高揚につなげていこうとするものでございます。

事業の推進に当たっては、総合運動公園を拠点に、町のウォーキング協会、スポーツ推進委員、さらには、健康運動指導士等の協力をいただきながら、教育委員会の社会体育と連携しながら実施してまいりたいと考えております。

また、個人登録はもとより、町内の各事業所、団体にも呼びかけ、健康づくりの輪を広げ、全町的な取り組みにしたいと考えております。これにより、健診受診率のアップと早期発見・早期治療の推奨につなげ、生活習慣病や生活不活発病、認知症予防を徹底しながら、町民誰もが健康で暮らせるまちづくりを進め、国民健康保険や介護保険の健全な運営を目指したいと考えております。

子育て施策については、新年度から認定こども園制度がスタートし、町の子育て支援が充実してまいります。既に4月からの入園内定が順次出されていますが、昨年11月にお知らせいたしました認定こども園、小規模保育施設並びに幼稚園の保護者負担額を、さらに引き下げ、認可外保育施設についても、保護者の経済的負担を軽減すべく新たな予算措置を設けております。あわせて認定こども園において、就学前教育を希望する園児の一時預かりを実施するほか、子育てに不安を抱く保護者の家庭に訪問して支援するホームスタート事業を開始する予定にしております。

障害者施設につきましては、新年度待望久しかった障害者のグループホームが、新規法人の努力で町内に設置される予定であり、入所が始まれば公的支援を実施するようになるだろうかと考えております。障害を持つ子供の将来が心配されておりましたが、グループホームができることにより共同生活をしながら、就労などの社会活動にもつながっていくことから、障害者支援の大きな一歩になるものと考えております。

高齢者支援につきましては、住みなれた地域で自分らしい暮らしを、人生最後まで送ることができる町づくりを目指して、平成27年度を初年度とした向こう3カ年の第6期介護保険事業計画をもとに、介護給付費や介護予防事業等に係る平成27年度の町負担所要額を、一般会計から介護保険事業別会計に繰り出すようにしております。

相互扶助の考えに基づく介護保険事業でございますが、高齢化の進展に伴い、厳しい運営が予測され、第6期事業計画では65歳以上の方に毎月ご負担をお願いする介護保険料の基準月額を、第5期の5,450円から5,950円と500円ふえることとなります。これは、前回の改定が750円増でありましたから、上げ幅は小さくなっていますが、向こう3年間の要支援・要介護認定者の推移、各種介護サービス料の見込み、さらには、介護予防のための施策など、積算した額から公的負担等を除き、65歳以上の人口で割った金額でございまして、平成27年度から3年間、介護保険事業を運営していくには一般財源の増額を含めいかんともしがたいものと考えております。

ご負担をいただきます皆様には、ご理解とご協力を切にお願い申し上げるところであり、町といたしましても介護保険の理念である地域のあらゆる資源を活用した包括ケアシステムの構築を目指し、最少の経費で最大の効果が上がるよう引き続き努力してまいります。

また、老朽化した社会福祉法人運営の養護老人ホーム亀鶴苑の建てかえが新年度予定されており、九重町とともに1,000万円ずつの支援を予定しているところでございます。このほかの福祉施策として、国は本年度に引き続き臨時福祉給付金を1人当たり6,000円、子育て世帯臨時特例給付金を1人当たり3,000円の支給を10月から予定しております。対象者には準備ができ次第ご案内をしたいと考えております。

いずれにいたしましても、保健・福祉の分野では、地域社会が大きく変わる状況から、行政に対する支援の声が高まっていますが、直接の公的支援にも限界があることから、支え合い、助け合いの地域福祉の輪を広げていくことが大事であります。

新年度におきまして、町内の関係機関とも連携して地域福祉の取り組みを強化してまいりたいと

思っております。議員各位におかれましても、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、まち・ひと・しごと創生についてでございます。

今回の地方創生は、我が国の人口減少問題に対しまして、地方への人の流れ、地方に仕事をつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現するという施策を、国・地方一体となって取り組むものである。地方は国の助成を受け、平成27年度にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することになっております。玖珠町におきましても、独自の戦略を策定してまいります。具体的には、移住・定住に視点を置き、農業振興策、商工観光振興策、子ども・子育て環境の充実を重点に取り組みを進めてまいります。

次に、地域コミュニティの推進についてでございます。

町民と行政の協働による快適で住みよいまちづくりを進めるため、各地区コミュニティのさらなる充実のため、今年度もコミュニティ推進事業補助金を、コミュニティ運営組織に交付し、住民主体の自主・自立によるまちづくりへ転換できるように支援してまいりたいと思っております。

少子・高齢化、住民意識の多様化、複雑化による自治区の疲弊などにより、相互扶助の精神や協働的な地域の連帯感の醸成など、地区コミュニティの果たす役割はますます重要なものとなっております。住民が自主的に参加しやすい環境づくりと、誰もが気軽に参加できる魅力ある組織づくりが課題となっております。より多くの町民に参加していただき、地域の総意を結集して、地域資源を生かした活動により自主財源確保に努め、自主・自立を目指す取り組みを推進し、地域の皆さんの活気あふれる活動により、生き活きとした輝くまちにしていかなければならないと考えております。

次に、地域交通についてでございます。

利用者の減少、財政負担の増加、交通空白地帯の解消、これらの課題を解決すべく、玖珠町地域公共交通総合連携計画のもとに、地域の実情や特性に合った公共交通に向けて取り組んでまいりました。過疎化・高齢化の進展により、交通手段を持たない高齢者等の外出を支援するため、地域交通の役割は重要なものとなっております。地域の誰もが安全・快適で安心して暮らせる地域公共交通を目指し、いかに利用者のニーズに応えながら財政負担の軽減を図っていくかが今後の課題となっております。

次に、定住対策についてでございます。

玖珠町には現在、居住者のいない住宅、いわゆる空き家が286戸あります。この内訳は、有効活用が可能なものが132戸、改修が必要なものが134戸、倒壊のおそれがあるもの20戸となっております。空き家バンクへの相談が年間30件ほどあり、移住まで至った方は、2月末現在では3世帯7名いらっしゃいます。このうち1世帯につきましては、新規就農を志し研修中でございます。長く定住していただくには空き家の紹介だけにとどまらず、各種移住支援制度、移住後のサポートまで行う必要があると考えております。

また、移住先として玖珠町を選んでいただくため、自然環境や食の豊かさのPR、医療、福祉、子育て環境等暮らしやすさと住みやすさの充実等を図っていかねばなりません。今後、全国の移住希望者に住みたい町として選んでいただけるような定住対策に取り組んでまいります。

次に、人財育成についてでございます。

「まちづくりは人づくり」であり、まちづくりの推進には人材育成が必要不可欠で、重要なものであると考えております。まちづくりのリーダーの養成はもとより、産業、文化、スポーツ振興など、チャレンジする方々の支援を行ってまいります。

また、中学生の海外ホームステイ研修や、4月に開校します玖珠美山高校への支援など、玖珠町の未来を担う子供たちが、さまざまな分野にチャレンジできるよう支援してまいります。

次は、活力と魅力あふれるまちづくり整備についてでございます。

まず、玖珠町グランドデザイン事業です。工業デザイナー水戸岡鋭治氏との契約が、本年11月までとなりました。本事業におきまして、豊後森機関庫整備、森駅通り、森街なみ、伐株山などにつきまして、引き続き具現化に向けて取り組んでまいります。

次に、慈恩の滝周辺整備事業についてであります。

昨年、用地取得が終了しました慈恩の滝周辺整備につきましては、早期完成に向け、道路、駐車場、トイレ、地域振興施設を国・県とともに連携し、整備を進めてまいります。

次に、教育の振興についてでございます。

学校教育におきましては、2つの重点を掲げております。1つは、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成でございます。具体的には、全児童生徒を対象とした、町独自の確認テストの実施、小学校における寺小屋学習、図書館を活用した、授業の推進等による、学力の向上、体力向上一校一実践や、食育等による体力の向上、さらには道德教育、人権教育、郷土の先哲に学ぶ学習の充実等による豊かな心の育成に取り組んでまいります。

2つ目は、家庭・地域に信頼され、協働して子供を育む学校教育の推進でございます。学校からの家庭・地域への積極的な情報発信、地域の「もの・ひと・こと」を生かした教育活動の充実、また、導入5年目を迎えるコミュニティ・スクールの一層の活性化等によって、学校・家庭・地域が、共同して子供を育てる体制を確立してまいりたいと考えております。

中学校再編につきましては、本年度実施しました、現森高校校舎の調査結果を踏まえるとともに、議会や諮問機関の意見も伺い施設の整備方針を決定したいと思っております。

また、新設中学校の開校準備を推進するため、教育委員会内に新中学校開校推進室を設け、県からの校地取得や基本的な設計などを進めるとともに、議会やPTA、地域の代表などで組織する新中学校開校推進協議会の中で幅広く意見を伺いながら、新中学校の設立準備を進めてまいります。

次に、社会教育についてであります。本町のまちづくりの根幹である久留島武彦翁を顕彰する事業といたしまして、日本童話祭、全国語りべ大会、児童生徒俳句大会を進めてまいります。一方、現在の研究所を包括し、学習や理念の実践施設となる久留島武彦記念館の整備を行い、文化財の保護と活用するまちづくりを継承してまいります。学校教育、社会教育、地域が連携して、安心・完全な子供の居場所づくりを進めてまいります。芸術文化に触れ、郷土の歴史を学び、人権教育等を進めることで、心豊かな人材育成と生涯学習を推進してまいります。

社会体育の分野では、充実した体育施設を活用したスポーツの機会を提供し、交流見聞の促進と指導者、選手の育成を推進します。さらに、全国大会等に出場する児童生徒を支援してまいります。また、町民の健康増進、体力向上のための、きっかけづくりと継続するための支援を行い、生涯スポーツの普及と健康づくりを推進してまいります。

次に、人権尊重社会の確立、男女共同参画社会の実現に向けてでございます。

玖珠町人権施策基本計画が策定されて10年を迎えることから、平成26年度に基本計画を改定いたしました。改定計画では、自己実現を追求できる社会の構築、差別の解消に取り組む社会の確立、共生社会の実現を基本理念として引き継ぎ、人権同和教育・啓発の推進をあらゆる場において進めるとともに、さまざまな分野における人権行政を取り組んでまいります。引き続き、玖珠町人権施策基本計画に基づき、その課題解決に向け、玖珠町人権施策推進本部を開催し、人権施策を総合的に推進します。

また、男女共同参画社会の実現につきましては、くすまち男女共同参画プランに基づき、フォーラムの開催や街頭宣伝などを通じて、男女共同参画を推進する社会システムの構築、あらゆる分野での男女共同参画の推進、女性の人権が推進・擁護される社会の形成を基本目標として、今後も積極的に取り組んでまいります。

次に、安心な消費者生活の確保についてでございます。

インターネットなど情報伝達手段の進歩に伴い、近年、消費者を取り巻く社会経済環境は大きく変化しております。ただ新しい商品やサービスが登場し、私たちの生活は便利で豊かになる一方、高齢者や若者を標的とした悪質商法による消費者被害等が相次いで発生しております。消費者の年齢も、若者から高齢者までと幅広くなり、相談内容も複雑化している現状であります。玖珠町といたしましては、今後も大分県消費生活センターと協力し、消費者相談体制の一層の充実を図るとともに、インターネット利用に伴う被害防止のため、防災無線や広報くすなどを利用した啓発活動を強化し、住民皆様の安心な生活と消費者力の向上に努めてまいります。

最後に、環境施策についてでございます。

命を育む生活環境を守るため、生活排水の水質改善を図ることを目標とし、合併処理浄化槽の設置を推進してまいります。また、エコライフセンターを拠点とし、自然環境の保全やごみの減量化、資源リサイクルなど環境学習の場として活用してまいりたいと思います。

次に、予算編成方針について申し上げます。

初めは、国の予算編成についてでございます。

政府は1月14日の閣議で、平成27年度政府予算案を決定し、一般会計の総額を96兆3,420億円、社会保障費の充実等により、前年度対比0.5%増と過去最大となりました。地方交付税の総額は、前年度対比0.8%減の16兆7,548億円で、前年度に引き続き減額となっております。企業の業績回復により、税収は24年ぶりの高水準となっており、新規国債の発行額は、当初予算では6年ぶりに30兆円台に抑えられております。

また、地方創生に向けた施策にも重点配分が行われ、平成26年度補正予算による経済対策とあわせ、経済再生と財政健全化の両立を目指すこととしております。

次に、玖珠町の予算編成方針についてでございます。

こうした国の予算編成をもとに、平成27年度の予算編成にあたっては、本町の厳しい財政状況を踏まえ、事業の選択と集中、町民の皆様に対する説明責任をより一層推進するため、事業の見直しや、効率化に取り組み、経常経費の抑制を図り、規律ある財政運営に引き続き取り組んでいくため、以下の4点を重点方針として、積極的な予算編成を行ってまいりました。

- 1、新設中学校建設事業に着手する。
- 2、農業参入企業に対する支援を充実する。
- 3、（仮称）久留島武彦記念館の建設工事に着手する。
- 4、第5次総合計画を柱としたまちづくりを選択と集中の中で推進する。

以上の、重点方針を踏まえ、本年度一般会計当初予算は89億9,000万円となりました。前年度対比0.6%、5,000万円の増額でございます。一方、特別会計の総額は53億8,336万8,000円、企業会計の収益的収入は1億9,384万6,000円となっております。

また、特別会計の総額は、前年度対比7.6%、3億8,124万8,000円の増額、企業会計は前年度対比1.1%、210万9,000円の減額となっております。

次に、主な新規・重点施策の予算概要についてでございますが、

平成27年度は、第5次総合計画の前期基本計画の最終年度を迎えるに当たり、その施策の大綱に沿って、主な新規重点施策の予算概要について、3つの将来像と7つの基本方針をもって編成いたしました。

第5次総合計画における1つの将来像といたしまして、人が主役のまちづくり、楽しく学び個性と感性を育むまちづくり、新中学校建設事業費2億5,767万1,000円、（仮称）久留島武彦記念館建設事業費1億7,054万5,000円、玖珠美山高校支援事業費600万円、人材育成基金1,000万円等、あと特別支援員教育配置の推進費、教育向上対策費、角牟礼城跡保存整備事業費、久留島武彦研究所運営事業費等、上げさせていただいております。

次の住民主役の協働のまちづくり、住民参画・男女共同参画等の推進と打ちまして、ふるさとづくり活動事業費1,400万円、人権啓発費・啓発センター運営費1,333万1,000円、一般コミュニティ事業費250万円、自治公民館改修事業費512万円を上げさせていただきます。

2つ目の将来像として、活力と魅力あふれるまちづくり、環境に配慮した快適なまちづくりといたしまして、小規模給水施設普及支援事業費1,200万円、簡易水道会計繰出金1,520万円、合併浄化槽設置事業費5,185万6,000円、地域用水環境整備事業費（小水力発電）3,000万円等、あと特防で仲田水路改修とか小野原井路改修費などを上げさせていただいております。

うるおいのある魅力的なまちづくりにつきましては、玖珠町ランドデザイン整備事業費576万4,000円、特防で町道維持管理基金事業費で700万円、特防としまして町道改良舗装事業7路線で1億

4,640万円、社会資本整備総合交付金事業、長刃線で9,029万4,000円、公営住宅躯体改修事業費1,576万8,000円、玖珠町営住宅水洗化事業で700万円強上げさせていただいています。

活力あふれる活気あるまちづくりといたしまして、伐株山休憩舎整備事業費1,350万6,000円、農業参入企業施設等整備事業費1億7,500万円強、園芸振興総合対策事業費1,100万円強、機関庫周辺環境整備事業費、慈恩の滝簡易パーキング整備事業費とか中山間地域等直接支払事業1億9,025万4,000円、多面的機能支払交付金事業、鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業、椎茸種駒助成800万円等上げさせていただいております。

3つ目の将来像といたしまして、安全で安心して暮らせるまちづくり、健やかで健康に暮らせるまちづくりといたしまして、特防で健康ウォーク事業2,165万3,000円、特防で子ども・子育て支援事業3,013万2,000円、認定こども園整備事業として4,000万円強、先ほど申し上げました亀鶴苑の整備事業で1,000万円、延長保育推進事業費2,952万円、臨時福祉給付金事業費3,129万8,000円等、シルバー人材センターの789万4,000円、外出支援サービス事業1,000万円強上げさせていただいています。

7つ目といたしまして、安全で安心なまちづくりといたしまして、特防で防犯灯設置工事事業費で990万円、農村地域防災・減災事業費で3,050万円、道路・橋梁等点検、補修計画等事業費として1,900万円強、道路・橋梁等修繕対策等事業費4件で1億1,000万円強、特防、消防設備整備と特防、防火水槽設置等上げさせていただいています。

以上のような、新年度の新規重点事業の予算編成でございますが、予算執行に当たっては、最小限の経費で最大効果を生み出すよう努めてまいりたいと思います。

次に、今回提出しております議案について、その提案理由を説明させていただきます。

今議会に上程しております議案は合計36議案でございます。議案集は別冊となっております。

議案集1ページ目をお開きください。議案第1号は、玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本案は玖珠町固定資産評価審査委員会委員秋好正三氏の任期が3月31日をもって終了いたします。後任の委員といたしまして、玖珠町大字太田1450番の1飯田豊美氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、別冊となっております黄色い表紙の上程議案集参考資料の1ページに飯田氏の略歴を記載しておりますので、ごらんください。

議案集の第2ページをお開きください。議案第2号は、辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の一部変更についてでございます。平成24年6月に議決いただいた辺地にかかわる総合整備計画、平成24年度から平成28年度までの5カ年に変更が生じたため、辺地にかかわる公共施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。別冊参考資料集の2ページに、変更整備計画を掲載しておりますのでごらんください。

議案集第3ページをごらんください。議案第3号は、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございます。平成22年9月に議決いただきました玖珠町過疎地域自立促進計画、平成22年度か

ら平成27年度までの6カ年に計上しておりました各種事業に産業の振興、保健福祉の向上及び増進、教育の振興に資する7つの事業を新たに追加する変更が生じたため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。別冊参考資料集の3ページに変更計画を掲載しておりますのでごらんください。

議案集5ページをお開きください。議案第4号は、玖珠町健康づくり推進条例の制定についてでございます。本案は健康づくりの推進に健康寿命の延伸に向けて、健康づくりに関する施策を強化していくため、健康に関する基本理念、町の債務、町民・地域の役割、協働等を定めた玖珠町健康づくり推進条例を新たに制定するものでございます。

議案集8ページをお開きください。議案第5号、玖珠町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。本案は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律、第3次地方分権一括法の制定に伴い、居宅の要支援認定者が介護予防サービスを適切に利用できるよう支援する指定介護予防支援業者の基準を条例で定めることになるため、新規に制定するものでございます。

議案集16ページをお開きください。議案第6号、玖珠町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の制定についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律、第3次地方分権一括法の制定に伴い、高齢者の総合相談支援や介護予防マネジメント等を行う地域包括支援センターの基準を条例で定めることとなったため、新規に制定するものでございます。

議案集18ページをお開きください。議案第7号は、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてでございます。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長は一般職から特別職となります。しかし、職務専念義務が規定されており、地方公務員法と同様、職務専念義務の特例を条例で定めることができることとされたため、新規に制定するものでございます。ただし同法の改正は、現在の教育長の任期後から適用されるものでございます。

議案集19ページをごらんください。議案第8号は、玖珠町情報公開条例の一部改正についてでございます。本案は独立行政法人通則法の一部改正に伴い、特定独立行政法人が廃止され、これに対応する組織の名称として、行政執行法人が新たに制定されました。このため、所要の改正を行うものでございます。別冊参考資料集の4ページから条例の新旧対照表を掲載しておりますのでごらんください。

議案集20ページをお開きください。議案第9号は、玖珠町行政手続条例の一部改正についてでございます。本案は行政手続法の一部改正により、国民の権利、利益の保護・充実のため、行政指導の処分等の求め等の手続が規定されました。このため、所要の改正を行うものでございます。別冊参考資料集6ページから条例の新旧対照表を掲載しておりますのでごらんください。

議案集22ページをお開きください。議案第10号は、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一

部改正に伴い、教育委員長は一般教育委員となりますことから、所要の改正を行うものでございます。ただし、同法の改正は、現在の教育長の任期後から適用されるものでございます。また、社会教育指導員の月額報酬を増額するため、所要の改正を行うものでございます。別冊参考資料集の9ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますのでごらんください。

議案集24ページをごらんください。議案第11号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長は一般職から特別職となるため、所要の改正を行うものであります。また、財政状況を鑑み、平成27年4月1日から1年間、町長は10%、副町長及び教育長の3%の減額措置を講ずるため、所定の改定を行うものでございます。別冊参考資料集の10ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますのでごらんください。

議案集26ページをお開きください。議案第12号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、人事院規則に準じて55歳以上の職員の昇給停止を行うものでございます。また26年人事院勧告に沿った給与制度の総合的見直しに伴い、給料表の平均2%引き下げを行うこと等により、所要の改正を行うものでございます。別冊参考資料集の11ページから条例の新旧対照表を掲載しておりますのでごらんください。

議案集32ページをお開きください。議案第13号は、玖珠町有財産条例の一部改正についてでございます。本案は、議会の議決を経た契約のうち、契約金額が1割を超えない軽微な契約変更については、再度議決を要しないものとするため、所要の改正を行うものでございます。別冊参考資料集の19ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますのでごらんください。

議案集33ページをごらんください。議案第14号は、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、議案第13号と同じく、議会の議決を経た契約のうち、契約金額が1割を超えない軽微な契約変更について再度議会の議決を要しないものとするため、所要の改正を行うものでございます。別冊参考資料集20ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ごらんください。

議案集34ページをお開きください。議案第15号は、玖珠町基金条例の一部改正についてでございます。本案は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として子ども・子育て支援事業基金、健康ウォーク推進事業基金及び町道維持管理事業基金を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。別冊参考資料集の21ページから条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ごらんください。

議案集36ページをお開きください。議案第16号は、玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正についてでございます。本案は、本町が準用しております大分県道路占用条例が平成27年4月1日に改正、施行されることになりました。このため、県の占用料と同額とするため、所要の改正を行うものでございます。別冊参考資料集の23ページから条例の新旧対照表を掲載していますので、ごらんください。

議案集41ページをごらんください。議案第17号は、玖珠町介護保険条例の一部改正についてでございます。本案は、介護保険法第117条及び第6次玖珠町介護保険事業計画に基づき、新たな介護保険

料を定める等のため、所要の改正を行うものでございます。別冊参考資料集30ページから条例の新旧対照表を掲載していますので、ごらんください。

議案集43ページをご覧ください。議案第18号は、玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。本案は、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、グループホームや小規模多機能居宅介護などの指定地域密着型サービス基準を改めるため、所要の改正を行うものでございます。別冊参考資料集の33ページから条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ごらんください。

議案集51ページをお開きください。議案第19号は、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、要支援者に提供する指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準を改めるため、所要の改正を行うものでございます。別冊参考資料集の62ページから条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ごらんください。

議案集54ページをお開きください。議案第20号は、急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正についてでございます。本案は、急傾斜地崩壊危険箇所の県営対策事業整備促進を図るため、10%の受益者負担を廃止することについて、所要の改正を行うものでございます。別冊参考資料集の73ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ごらんください。

議案集55ページをごらんください。議案第21号は、玖珠町立幼稚園の授業料徴収条例の一部改正についてでございます。本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、授業料を保育料に改め、同法の規定による保育料を定めるため、所要の改正を行うものであります。別冊参考資料集の74ページから条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ごらんください。

議案集56ページをお開きください。議案第22号は、玖珠町消防団条例の一部改正についてでございます。本案は、消防団員の報酬を改定するため、所要の改正を行うものでございます。別冊参考資料集の76ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ごらんください。

議案集57ページをごらんください。議案第23号は、玖珠町保育の実施に関する条例の廃止についてでございます。本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施に関し、保育に欠ける事由の規定が不要となるため、条例の廃止を行うものでございます。

議案集58ページをお開きください。議案第24号は、玖珠町と豊後高田市との証明証等の交付等に係る事務委託に関する協議についてでございます。本案は、玖珠町と豊後高田市の間で協議による規定を定め、証明書等の交付にかかわる事務を相互に委託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第25号は、平成26年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。予算の説明

の中で説明申し上げましたが、最初に歳計外現金の収支不足金について、ご報告させていただきます。

この件につきましては、これまで議会全員協議会で不足金の内訳、発生原因、不足金の処理方法についてご説明させていただきました。今年度末に向けて、道義的責任を負うべき対象者からの不足金の収納に最大限の努力をすることを約束し、3月に解決を図りたい旨、ご説明申し上げました。今年度、平成26年度の出納閉鎖日まで努力を続けてまいります、現時点までの収納見込みの金額を一般会計で受け入れ、不足金を一般会計で歳入歳出外現金会計に繰り入れることで処理させていただく旨、ご了承のほどよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、平成26年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）の説明をさせていただきます。

予算書は別冊となっておりますのでよろしくお願いします。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,667万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ93億190万円といたすものでございます。

今回の補正の主な内容は、次世代教育環境整備基金に1億円、特定防衛施設周辺整備調整交付金準備基金設立1億2,607万4,000円、国民健康保険調整費3,892万4,000円、そのほか事業費の確定などによる増減を行っております。

2 ページをお開きください。

2 ページ、第1表歳入歳出補正予算であります、歳入につきましては、町税、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、町債などが主なものになっております。

1 款町税は、町たばこ税の決算見込みによる増や町民税滞納繰越分の決算見込みの額の増などによるものでございます。補正額は3,175万4,000円の増額となっており、補正後の額は15億405万2,000円でございます。

3 ページをごらんください。

11 款地方交付税は、今回の補正で所要財源を確保するため、4,673万3,000円の増額となり、補正額は29億2,779万2,000円でございます。

13 款分担金及び負担金は、地域用水環境整備事業負担金の減や災害復旧費負担金の減などによるものでございます。補正額は2,160万2,000円の減額となり、補正後の額は1億886万2,000円でございます。

15 款国庫支出金は、特防調整交付金の増や社会資本整備総合交付金の減などが主な要因でございます。補正額は1,797万2,000円の増額となり、補正後の額は13億905万4,000円でございます。

4 ページをお開きください。

16 款県支出金は、合併処理浄化槽設置整備事業費の減や市町村営急傾斜地崩壊対策補助金の減などによるものでございます。補正額は2,283万5,000円の減額となり、補正後の額は9億5,802万円でございます。

18 款寄附金は、玖珠町土地開発公社解散に伴う残余財産の受け入れや自治公民館改修地元寄附金の

減などによるものでございます。補正額は1,648万7,000円の増額となり、補正後の額は1,866万1,000円でございます。

19款繰入金につきましては、地域振興基金や特別導入事業基金の増によるものでございます。補正額は1,650万5,000円の増額となり、補正後の額は12億646万4,000円でございます。

5 ページをごらんください。

22款町債は、慈恩の滝公共駐車場等整備事業の減や街なみ環境整備事業の減などによるものでございます。補正額は6,270万円の減額となり、補正後の額は5億1,540万8,000円でございます。

6 ページをお開きください。

歳出につきましては、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、諸支出金などが主なものでございます。

3款民生費は、国民健康保険事業費の増や特防子ども・子育て支援事業の積立金の計上などが主な内容となっております。7,193万3,000円を増額し、補正後の額は23億7,839万円でございます。

4款衛生費は、合併処理浄化槽設置整備補助金の減や特防健康ウォーク推進事業の積立金の計上などが主な内容となっており、2,806万7,000円を増額し、補正後の額は7億3,352万9,000円でございます。

7 ページをごらんください。

6款農林水産業費は、農地費の減や特定防衛施設周辺整備事業費の減などが主な内容となっております。5,335万5,000円を減額し、補正後の額は7億1,372万5,000円でございます。

8款土木費は、市町村営急傾斜地崩壊対策事業費の減や特防特定防衛施設周辺整備事業費の減などが主な内容となっております。4,337万4,000円を減額し、補正後の額は6億9,426万6,000円でございます。

8 ページをお開きください。

13款諸支出金は、次世代教育環境整備基金への積立金などが主な内容となっております。1億1,679万7,000円を増額し、補正後の額は1億1,777万円でございます。

9 ページをごらんください。

第2表繰越明許費につきましては、社会保障・税番号制度システム整備事業など21事業を平成27年度に繰り越すものでございます。

11ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正につきましては、基幹系クライアント更新事業など2事業について、期間ごと限度額を設定するものでございます。

12ページをお開きください。

第4表地方債補正につきましては、長野寺村線改良事業など3事業に対して、限度額を変更するものでございます。

続きまして、予算に関する説明書、歳入の主なものについて説明申し上げます。

予算書の16ページをお開きください。

1款1項1目町民税個人615万6,000円の増額は、滞納繰越分の決算見込み額により増額するもの
でございます。

1款2項1目固定資産税670万5,000円の増額は、滞納繰越分の決算見込み額により増額するもの
でございます。

1款4項1目町たばこ税1,751万9,000円の増額は、決算見込み額により増額するものでございま
す。17ページをごらんください。

11款1項1目地方交付税4,673万3,000円の増額は、今回の補正で所要財源を確保するため増額す
るものでございます。

13款2項4目農林水産業費負担金1,500万円の減額は、地域用水環境整備事業負担金の減などで
ございます。

19ページをお開きください。

15款2項1目総務費国庫補助金6,794万4,000円の増額は、特防調整交付金の交付見込み額の計上な
どにより増額するものでございます。

15款2項2目民生費国庫補助金2,458万9,000円の減額は、臨時福祉給付金補助金の事業確定による
減などでございます。

20ページをお開きください。

15款2項3目衛生費国庫補助金719万4,000円の減額は、合併処理浄化槽設置整備事業の減などに
よるものでございます。

15款2項7目土木費国庫補助金1,142万9,000円の減額は、社会資本整備総合交付金、地域住宅計画
事業の減や社会資本整備総合交付金街なみ環境整備の事業の減などによるものでございます。

21ページをごらんください。

16款2項3目衛生費県補助金655万5,000円の減額は、合併処理浄化槽設置整備事業の減によるもの
でございます。

16款2項5目農林水産業費県補助金884万5,000円の減額は、22ページにございます農村地域防災減
災事業補助金の減や生産基盤高度化緊急対策事業補助金の減によるものでございます。

16款2項7目土木費県補助金689万円の減額は、市町村営急傾斜地崩壊対策事業補助金の減などに
よるものでございます。

24ページをお開きください。

18款1項4目土木費寄附金1,679万6,000円の増額は、玖珠町土地開発公社解散に伴う残余財産の受
け入れによるものでございます。

19款1項1目繰入金1,650万5,000円の増額については、地域振興基金の繰り入れによるものでござ
います。

21款5項3目25万6,000円の増額の中には、先ほど申し上げました歳入歳出外現金への補償金とし

て200万円を計上しているところでございます。

25ページをごらんください。

22款1項1目総務債3,240万円の減額は、慈恩の滝公共駐車場等整備事業の減によるものでございます。

22款1款4目農林水産業債1,340万円の減額は、広域農道負担金の減や農村地域防災減災事業の減などによるものでございます。

次に、歳出であります。

26ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費430万8,000円の増額の中に、歳入歳出外現金の不足金を補うため、補償費693万2,000円を計上しているところでございます。

27ページをごらんください。

2款1項3目財産管理費1,908万5,000円の減額は、公有林整備委託の完了による減や役場横駐車場購入事業の購入見送りによる減などにより、減額するものでございます。

30ページをお開きください。

3款1項6目国民健康保険事業3,892万4,000円の増額は、国民健康保険事業特別会計の収支不足見込み額を一般会計から繰り出して行うものでございます。

31ページをごらんください。

3款1項9目臨時福祉給付金事業費2,310万8,000円の減額は、事業の確定により減額するものでございます。

32ページをお開きください。

3款3項2目児童措置費6,027万8,000円の増額は、特防子ども・子育て支援事業にかかわる積立金の計上などにより増額するものでございます。

33ページをごらんください。

4款1項1目保健衛生総務費5,701万1,000円の増額は、34ページにございます特防子育て支援プロジェクト事業や特防健康ウォーク推進事業積立金の計上などにより、増額するものでございます。

35ページをごらんください。

4款2項1目清掃総務費671万1,000円の減額は、特防塵芥車購入事業の事業完了に伴う減額を行うものでございます。

4款2項3目し尿処理費2,034万9,000円の減額は、合併処理浄化槽設置整備補助金の減によるものでございます。

37ページをお開きください。

6款1項4目畜産業費606万円の減額は、地域の元気臨時交付金事業カウベルランド大規模改修事業の事業完了により減額するものでございます。

6款1項5目農地費2,579万2,000円の減額は、38ページにもございます広域営農団地農道整備事業

負担金の減や地域用水環境整備事業補助金の減などによるものでございます。

6款1項11目特定防衛施設周辺整備事業費1,421万円の減額は、特防古後水路改修事業費の減や特防小野原井路改修事業の減などによるものでございます。

39ページをごらんください。

6款2項2目林業振興費319万9,000円の増額は、鳥獣被害防止緊急捕獲活動補助金の増や有害鳥獣捕獲事業奨励金の増などによるものでございます。

40ページをお開きください。

6款2項7目椎茸生産事業費550万円の減額は、生産基盤高度化緊急対策事業費補助金の確定によるものでございます。

7款1項2目商工振興費2,489万6,000円の減額は、41ページにございます企業立地促進助成金の事業確定によるものでございます。

8款1項1目土木総務費1,235万円の減額は、市町村営急傾斜地崩壊対策事業費の減額によるものでございます。

8款2項1目道路維持費899万8,000円の増額は、特防町道維持管理基金事業の積立金の計上によるものでございます。

42ページをお開きください。

8款2項5目特定防衛施設周辺整備事業費1,980万5,000円の減額は、道路改修事業の減によるものでございます。

8款4項1目都市計画総務費805万2,000円の減額は、43ページにございます街なみ環境整備民間建物修景等補助金の減などによるものでございます。

45ページをお開きください。

10款1項2目事務局費1,077万6,000円の減額は、学校再編推進対策事業の建物調査の事業完了によるものでございます。

10款2項1目小学校管理費889万9,000円の減額は、46ページにもございますが特防小学校教育用パソコン購入事業の事業完了による減などによるものでございます。

10款2項2目小学校振興費634万1,000円の増額は、小学校教科書の改訂に伴う指導書の購入によるものでございます。

51ページをお開きください。

11款1項1目耕地災害復旧費534万6,000円の減額は、平成26年度補助耕地災害復事業費見込み額の減などによるものでございます。

11款2項1目道路橋梁災害復旧費705万円の減額は、過年発生補助災害復旧事業費見込み額の減などによるものでございます。

13款3項2目土地開発基金費1,679万7,000円の増額は、玖珠町土地開発公社解散に伴う残余財産の受け入れ金を土地開発基金へ繰り出すものでございます。

13款3項9目次世代教育環境整備基金費1億円は、新設中学校建設事業に対応するため、財源を確保するため基金へ積み立てを行うものでございます。

以上が、一般会計補正予算（第5号）の主なものでございます。

次に、議案第26号から議案第29号まで、4議案は平成26年度各特別会計並びに企業会計の補正予算についてでございます。それぞれ交付額の確定などによる調整でございますので、具体的な内容につきましては割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、議案第30号は、平成27年度玖珠町一般会計予算についてでございます。

予算書は別冊となっております。

平成27年度の予算規模歳入歳出の概要として、重点事業につきましては先ほど説明申し上げましたので、説明は予算総則、第1表歳入歳出予算、第2表債務負担行為、第3表地方債とさせていただきますと思います。

1ページをお開きください。

平成27年度一般会計歳入歳出予算の総額は、89億9,000万円となります。前年度対比0.6%、5,000万円の増額でございます。

2ページをお開きください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款町税は14億6,192万2,000円で、前年度対比1,037万6,000円、0.7%の減でございます。

軽自動車税、町たばこ税が増収見込みであるものの、固定資産税の評価替えに伴う減収や法人住民税の標準税率引き下げなどによる減収見込みであります。

6款地方消費税交付金は2億8,520万円で、前年度対比9,620万円、50.9%の増でございます。県の試算によるもので、社会保障分の交付見込み額の増によるものでございます。

11款地方交付税は30億1,000万円で、前年度対比1億6,000万円、5.6%の増でございます。普通交付税の算定方式の改正により創設される人口減少等特別対策事業費や臨時財政対策債振りかえ相当額の減により、増額される見込みでございます。

15款国庫支出金は10億7,884万8,000円で、前年度対比2億493万4,000円、16%の減でございます。民生費の国庫負担金の増、社会保障・税番号システムの整備、国庫補助金の増があるものの、社会資本整備総合交付金の減、土木施設災害復旧費国庫負担金の減、臨時福祉給付金補助金の減などによりまして、総体では減額となっております。

16款県支出金は10億5,140万円で、対前年度比1億3,223万9,000円、14.4%の増でございます。農林水産災害復旧費、県補助金の減、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金などの減があるものの、強い農業づくり交付金の計上や多面的機能支払交付金事業補助金の計上、認定こども園整備事業費補助金の計上などによりまして総体では増額となっております。

19款繰入金につきましては4億9,450万6,000円で、対前年度比5億9,039万円、54.4%の減でございます。文化会館建設基金の増などがあるものの、地域振興基金の減、地域の元気臨時交付金の事業

完了に伴う減などにより、総体では減額となっております。

22款町債は10億860万7,000円で、前年度対比4億8,519万9,000円、92.7%の増でございます。臨時財政対策債の減や街なみ環境整備事業の減、公共土木施設災害復旧事業の減などがあるものの、新設中学校の建設事業の計上や日田玖珠広域消防庁舎建設に伴う広域消防負担金の増などにより、総体では増額となっております。

次に、6ページの歳出について申し上げます。

1款議会費は1億2,269万2,000円で、前年度対比192万5,000円、1.5%の減でございます。議員共済会町負担金の増や議員報酬の減が主な要因となっております。

2款総務費は13億4,041万4,000円で、対前年度費3億3,354万9,000円、19.9%の減でございます。地方公会計整備、公共施設等総合管理計画策定事業の増や選挙費の増、国勢調査費の増、超高速ブロードバンド整備費の事業完了による減や地域の元気臨時交付金基金の事業完了に伴う減、企画調整費の減、地籍調査費の減などが主な要因となっております。

3款民生費は22億9,671万8,000円で、対前年度比2,052万7,000円、0.9%の増でございます。臨時福祉給付金事業費や児童措置費の減、認定こども園整備事業の計上や養護老人ホーム亀鶴苑整備事業の計上、国民健康保険事業の増などが主な要因となっております。

4款衛生費は6億8,718万4,000円で、対前年度比2,861万6,000円、4%の減でございます。健康ウォーク推進事業の計上や小規模給水施設普及支援事業の計上、予防接種費の増、玖珠九重行政事務組合の負担金の減、「星空の街・あおぞらの街」全国大会の減などが主な要因となっております。

5款労務費は526万円で、対前年度比448万円、46%の減でございます。緊急雇用対策事業費の減などが主な要因となっております。

6款農林水産業費は10億722万8,000円で、対前年度比2億9,400万3,000円、41.2%の増でございます。地域の元気臨時交付金基金事業の事業完了に伴う減や特防防衛施設周辺整備事業費の減、広域農道整備事業負担金の減、農業参入企業施設等整備事業の計上や多面的機能支払交付金事業の計上、大分県畜産公社新設整備事業負担金の計上などが主な要因となっております。

7款商工費は1億8,948万2,000円で、対前年度比1億5,979万6,000円、45.8%の減でございます。伐株山休憩舎整備事業費の計上や工業団地進入路整備事業の増、機関庫周辺整備事業の減などが主な要因となっております。

8款土木費は6億3,400万5,000円で、対前年度比9,260万2,000円、12.7%の減でございます。道路新設改良費の増や橋梁新設改良費の増、特定防衛施設周辺整備事業費の増、街なみ環境整備事業の減や御幸団地建てかえ事業完了による減などが主な要因となっております。

9款消防費は5億6,231万4,000円で、対前年度比2億5,928万9,000円、85.6%の増でございます。日田玖珠広域消防組合への負担金の増が主な要因となっております。

10款教育費13億4,566万1,000円で、対前年度比3億2,758万5,000円、32.2%の増でございます。小中学校コンピュータ購入事業完了に伴う減やB&G海洋センターアリーナ床改修工事の事業完了によ

る減、新設中学校建設事業費の計上、久留島記念館建設事業の計上、トレーニングルーム備品の購入の計上、総合運動公園防犯カメラ設置事業の計上などが主な要因となっております。

11款災害復旧費は1,387万5,000円で、前年度比1億9,955万円の減であります。平成24年度に発生した九州豪雨災害復旧事業の事業完了による減が主な要因となっております。

9ページをごらんください。

第2表債務負担行為でございます。固定資産土地評価メンテナンス業務にかかわる委託費を平成29年度までの期間でそれぞれ限度額を設定するものでございます。

10ページをお開きください。

第3表地方債でございます。慈恩の滝公共駐車場等整備事業を初め各種事業の借り入れの計画につきまして、優良債であります過疎対策事業債及び辺地対策事業債などを予定しております。広域消防負担金については、日田玖珠広域消防組合庁舎建設費事業等に係る負担金を地方債で手当てするものでございます。緊急防災・減災事業債を予定しております。臨時財政対策債を含め、借り入れ限度額を10億860万円とするものでございます。

以上が、平成27年度一般会計予算の概要でございます。個々の事業内容につきましては、先ほどの予算編成方針の中で申し上げましたので省略させていただきます。

次に、議案第31号から議案第36号までの6議案につきましては、平成27年度特別会計及び企業会計予算についてでございます。通年予算を編成しておりますが、具体的な説明は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上が、本定例会に提案の36議案の提案理由でございます。

以上をもちまして、諸般の報告、施政方針、新年度予算の編成方針並びに議案の提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（高田修治君） 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明を終わります。

日程第6 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第6、委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長尾方嗣男君。

○基地対策特別委員長（尾方嗣男君） こんにちは。

基地対策特別委員会報告（閉会中）。

平成26年第4回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、その結果を報告いたします。

平成27年2月16日、執行部の出席のもと、特別委員会を開催しました。

1、日出生台演習場米軍実弾射撃訓練について。

執行部より、米軍実弾射撃訓練に伴うこれまでの経過報告と今後の予定について次のとおり説明を受けました。

1、1月16日、九州防衛局より訓練日程の通知がありました。

2、1月19日、四者協（県・3市町）による九州防衛局への要請であります。

3、1月19日、「地区住民証」発行に伴い、関係自治区に申請書を配布。

4、1月20日、玖珠町対策本部を設置しました。

5、2月2日、広報くすで訓練時期等をお知らせしました。

6、2月9日、日出生南部コミセン、相の迫分校の2カ所で地元説明会を開催しました。

7、2月13日、「地区住民証」を関係自治区へ配布しました。

8、2月23日、玖珠町現地対策本部開所式（日出生南部コミセン）。

9、2月23日、米軍到着であります。

10、3月2日から3月13日、射撃訓練（12日間のうち10日間）であります。射撃訓練期間中に米軍司令官の玖珠町表敬訪問、米軍ブリーフィング、公開訓練が実施されると思われます。

以上の説明を受け、委員会としては、今日まで大きな事故もなく、演習が実施されてきましたが、引き続き関係住民、児童生徒への安全対策に万全を期すよう要望いたしました。

委員会としては、基地問題の対応について今後執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査とすることを決しました。

以上であります。

○議長（高田修治君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、中学校統合調査検討特別委員会の報告を求めます。

中学校統合調査検討特別委員会委員長清藤一憲君。

○中学校統合調査検討特別委員長（清藤一憲君） 中学校統合調査検討特別委員会報告（閉会中）。

平成26年第4回玖珠町議会定例会において、閉会中の継続審議の付託を受けた件につきまして、その結果を報告します。

平成27年1月30日、役場において執行部出席のもと、中学校統合調査検討委員会を開催し、玖珠町新中学校施設整備について、モデルコスト比較資料の説明を受けました。ただし、体育施設（体育館、武道場、プール）においては新築と決まっていますので、比較対象から除外して報告します。

1、モデルコスト比較積算内訳。

（1）新築。①校舎、②管理教室棟・普通教室棟にエレベーター設置、③内装は木質。

(2) 大規模改修。①内装は木質、屋上防水改修、外壁改修。②受電設備改修、電力・通信・情報回線改修、自動火災報知設備改修。③多目的スペース確保、管理教室棟南側テラス設置。④空調・換気設備改修、給排水衛生設備改修。⑤管理教室棟・普通教室棟にエレベーター設置。⑥昇降口棟・渡り廊下棟の耐震改修。

(3) 小規模改修。①内装は木質、外壁改修。②管理教室棟・普通教室棟にエレベーター設置。③昇降口棟・渡り廊下棟の耐震改修。④給水設備（揚水ポンプ取りかえ）使用に支障を来す最小限の設備改修。

2、モデルコスト比較。

(1) 新築。①校舎15億4,500万円。②校舎解体1億2,900万円。③補助金返還8,000万円。合計17億5,400万円。

(2) 大規模改修。①校舎9億400万円。

(3) 小規模改修。①校舎4億800万円。

体育施設（体育館、武道場、プール）の新築、9億2,400万円。

3、補助金事業等内訳（文部科学省補助金）。

(1) 校舎新築、補助率、国55%、一般財源45%。

(2) 大規模改修、補助率、国55%、一般財源45%。

(3) 小規模改修、補助率、国55%、一般財源45%。

体育施設（文部科学省補助金）。

(1) 体育館、補助率、国55%、一般財源45%。

(2) プール、補助率、国33.3%、一般財源66.7%。

(3) 武道場、補助率、国33.3%、一般財源66.7%。

防衛省の補助制度（民生安定事業）については、事業の適用条件に制約があり、活用困難な状況です。

4、一般財源の内訳。一般財源については、基金運用、起債（過疎債は交付税として70%算入）等があるが、未定となっています。

以上の内容について、説明を受けました。

委員会としては、新築、改築の国の補助制度についてはわかるが、一般財源の運用内容が見えていない。財源内訳が必要であるとの意見でした。執行部としては、新中学校の校舎を新築するのか改築するのか、総合行政審議会等に諮問するが、結論には時間がかかると想定されます。しかし、新年度に入れば旧県立森高等学校の購入契約や設計委託料等の予算が必要なため、3月議会の当初予算へ計上するとの説明でした。本委員会としては、よりよい学校づくりに向けて地域が抱える諸問題を調査・検討し、問題解決のため引き続き継続審査とすることに決しました。

以上です。

○議長（高田修治君） 中学校統合調査検討特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これで、中学校統合調査検討特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、継続審査の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。12時を回りましたが、このまま会議を続けたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） はい。

〔「議長、何分続けるの」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 様子を見たいと思うんですが、大体15分は、行政側の休憩が15分からでございますので、一応15分間続けてみたいと思いますが、どうでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 進行状況ではそのまま続けるか、昼食にするか決めたいと思いますので、そのときまでお待ちください。

では、行きます。

お諮りします。議案第1号、議案第15号、議案第25号から議案第29号までの7議案は、議会運営委員会委員長より報告がありましたように、人事案件、平成26年度玖珠町一般会計、各特別会計、水道事業会計の補正予算案件であり、年度末の予算執行上と議案の急施を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第15号、議案第25号から議案第29号までの7議案は、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題とすることに決定いたしました。

日程第7 質疑・討論・採決（議案第1号、議案第15号、議案第25号から議案第29号）

○議 長（高田修治君） 日程第7、これより議案質疑・討論・採決を行います。

議案集をお出してください。

初めに、議案集第1ページです。

議案第1号、玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案集34ページです。

議案第15号、玖珠町基金条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第25号、平成26年度玖珠町一般会計補正予算(第5号)について質疑を行います。別冊となっております。お出してください。

最初に2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入から8ページ歳出最後まで質疑ありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) 8ページまで終わります。

次に9ページ、第2表繰越明許費から12ページ、第4表地方債補正まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) ありませんか、はい。

次に14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括歳入から15ページ歳出まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) ありませんか、はい。

次に、歳入に入ります。16ページ、1款町税から19ページ、14款使用料及び手数料、最後まで質疑ありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) ありませんか、はい。

次に19ページ、15款国庫支出金から、23ページ、16款県支出金、最後まで質疑ありませんか。

(な し)

○議長(高田修治君) いいですね。

次に、同じく23ページ、17款財産収入から25ページ、22款町債最後まで質疑ありませんか。

9番 秦 時雄君。

○9番(秦 時雄君) 9番 秦です。

17款の財産収入の1目の財産貸付収入ということで、右の説明の中にモラロジー跡地の74万5,000円がマイナスになっております。これは、モラロジー跡、九電工が太陽光発電ということで、平成25年12月に全員協議会で説明を受けました。その中におきまして、賃貸借契約、3月下旬に行って、そしてもう昨年の26年の4月から7月にかけて操業、8月から9月操業開始ということで説明を受けました。その後、まず1つこのマイナスの74万5,000円ということで説明と、その後モラロジーの跡地のこの太陽光の状況はどうなっているのか、その賃貸料として町の歳入としてきちっと入っているのか、そこら辺を説明していただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） ご質問の件であります。この収入につきましては、モラロジーの賃貸借の契約の分が1年間の契約の予定で予算を組んでおりましたが、当初九電の申請が認可がおりませんで、それがずっと今も続いておりますが、そのためにその契約についてはできない状態であったんですけども、九電工のほうと話をしまして、認可がおりなくても1年間のうちの使用料だけは納めようということで話をいただきまして、1年の予定でしたけれども、期間が契約までに半年かかりまして、半年間の使用料を納入をするように予定をさせていただいております。

今後につきましては、今後も九電の認可の状態は同じでありまして、非常に事業に着手するのは難しい状態にあります。それから、それにあわせて、それに伴う負担金の分が電力の送配の電力の電線の張りかえとか、そういう部分が大きく変化するような状態も報告を受けております。そういう分で、現時点では事業に着手できる見通しは立っておりません。

以上であります。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 全員協議会のときの説明では、この賃貸料が坪幾ら幾らと説明があったと思うんです。ちょっと私そこら辺が、大体幾ら入ってくる予定で契約をやったんでしょうか。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 契約としましては、この74万5,000円が半年分ですので、この倍額が契約になっております。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

6番 尾方嗣男君。

○6番（尾方嗣男君） 6番 尾方嗣男であります。

同じく23ページ、17款1項1目旧慣使用料の1万4,000円、今までに旧慣使用料の納付というのがなかったような気がするんですけども、1万4,000円。これはどういうふうな催促の仕方をするんでしょうか。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 旧慣使用林野の使用料につきましては、案件としては毎年はっきりしていますので、それを地元のほうに使用料の納付をお願いするような形になっております。これは、今年度の実績として上げた分でありますので、内訳についてはちょっとここで把握できておりませんが、1万4,000円の減額であります。

○議長（高田修治君） 6番 尾方嗣男君。

○6番（尾方嗣男君） はい、尾方嗣男であります。

ということは、旧慣使用料が入らないということは、これは3年間未納であれば自動的に町の財産にというか、そういう形になるんじゃないでしょうか。そこまでやっていくのかやっついていかないのか。後でいいです。

○議長（高田修治君） 後でいいですか。

それでは歳入、ほかに質疑ありませんか。25ページまで。

（なし）

○議長（高田修治君） ありませんか。

それでは、ここで昼食のため休憩をしたいと思います。

1時から始めます。

次は歳出から入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これにて休憩いたします。

午後0時16分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（高田修治君） 再開します。

石井議員については、遅刻の届け出が出ております。よろしくお願いいたします。

先ほど尾方議員から質問がございました歳入17款の説明をもとめます。河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 先ほどの旧慣使用林野の件ですが、旧慣使用林野の現況をちょっと先に、森が15件、玖珠が32件、八幡が19件、計66件あります。その全体の額が85万4,790円ということになっております。それが当初の予算であります。その部分について、1件だけが、1地区だけが1万4,000円なんですけれども、その分が高齢者の方が1名になって非常に運営が難しいということで、今申し出をいただいております。その分が1万4,000円です。

そして、先ほど3年ということが言われましたけれども、この使用料の未納の分については過年度分も毎年請求をずっと続けさせてもらっています。そういう形で3年というのは、旧慣使用林野の管理及び処分に関する条例の中でも年数はうたっておりません。そういう手続をし、毎年請求しながら運用しているという状況であります。

○議長（高田修治君） それでは歳出に入ります。

26ページ、2款総務費から36ページ、5款労働費、最後まで質疑ありませんか。

13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 総務費、27ページ、3目の1,908万5,000円の補正額の中の17節、用地購入費と建物購入費、この補正額は駐車場を拡張するというようなことで議会を通過した議案であろうかと思います。それで、これは補正で減額ということでございますが、これをもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 駐車場用地につきましては、議員さんにも現地を見てもらって説明させてもらった物件です。これについては、隣接地なのでぜひ駐車場用地として欲しいということで町が予算組みをしております。本人の申し出もありまして、それを受けての予算計上でありましたので、そ

の契約の準備をずっと進めてきました。

その中で、契約の手続の打ち合わせの中で、どうしても本人がまた家に戻りたいということで、本人のほうから売ることをやめてほしいということで申し出がありました。うちのほうとしては、最初から用地として欲しいということがありましたので再度お願いはしたんですけれども、用地の提供をお願いすることができませんでした。そういうことで、今回の補正予算で落とさせてもらうことにいたしました。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） この案件は、何月議会上程された。9月じゃなかった。

9月議会上程されて購入を議会が議決して、それが不履行になりそうなきに何で議会上報告しなかったんですか。12月議会があったじゃないですか。昨日今日の話じゃないでしょう。

だから、こういった案件を簡単に、はい、変えますと。しかも、防衛の予算まで取りつけて、国庫補助金、防衛まで取りつけたこの予算が没になる、そういう話にはならないでしょう。ちょっと余にも軽率過ぎる。こんなやり方じゃ予算をつけるほうも不審に思いますよ。今からいろいろ防衛にお願いしなければならない、今度は大丈夫ですかと念を押されるようになりますよ。それに加えて、この案件が本人の申し出で、これは本人の持ち家だから売りたいといえば町民ですからね。みとめてあげることも大切でしょうけれども、そこまでなってから、購入が決まってからそのときに本人と契約済みになってから、登記済みになってからやるべきじゃないですか。

はいはい、それなら買いましょう。そしてその予算計上して、駐車場が広がりますよ、どうぞ皆さん見てください。これは、本当に駐車場がちょっと狭いから、いいことだなと思って私も先般の庁舎を見たときに駐車場が全くないから、まだ全くしよらんと思ったら今回の補正で上がってきて、こんな余にも議会軽視も甚だしいんじゃないですか。計画は早目に報告をし、もう少しやることを慎重にやってくださいよ。そこはどうですか。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 大変申しわけありません。この案件につきましては、申し出があっても、欲しいというお願いはしたんですけれども、12月議会ではちょっと間に合わなかったんですけれども、そういうふうな捉え方をしておりました。非常に、こういう案件について取り扱いとしては言われるとおりでありますので、今後十分注意したいと思います。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） もうちょっと、くどく念を押しますけれども、総務課長、余にも軽率ですよ、やり方が。これは、ほかの案件もまだ言いたいことはあります。そういった、やはり大事なことは議会に報告し、そして議決を得てやるべきことです。契約金額が低いといっても、そういうものはありませんよ。だから、今後十分気をつけてくれんと、こんなことじゃ納得できませんよ。

○議長（高田修治君） はい、次に行きます。

36ページ、農林水産業費から、44ページ、消防費最後まで質疑ありませんか。

9 番 秦 時雄君。

○ 9 番（秦 時雄君） 9 番 秦 です。33 ページですね、34 ページになりますか。

これは、4 款衛生費の後ろに行きますと、今度新しい事業ということでこの健康ウォーク推進事業ということで、3 年間積立金5,682円、これは健康ウォークの推進事業だと思うんですけども。4 款衛生費の1 目保健衛生費、その裏を見ますと25 節積立金5,681 万2,000 円でありますけれども、これ、健康ウォーク推進事業ということで、3 年分の積み立てということでよろしいですかね。

それで、この健康ウォーク推進事業に関して、例えば年間にしますと単年度で2,000 万円ということですね。かなり大きな事業でありますけれども、これはどういう使い方になっておるのでしょうか。例えば、12 月議会か9 月議会のときにそういった I T C を使った健康管理を行うようなこと、その事業、そういうことなんでしょうか。

○ 議 長（高田修治君） 河島総務課長。

○ 総務課長（河島公司君） この分につきましては、合計額が子育て支援プロジェクト事業ということで医療費の助成事業と、それから健康ウォークの推進事業ということで3,844 万2,000 円の基金の造成の部分になっております。これは、健康ウォークにつきましては1 年目の基金の造成です。

事業の内容につきましては、保健福祉のほうからお願いします。

○ 議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○ 9 番（秦 時雄君） この推進事業案という中で、単年度事業として2,000 万円とありますので、非常に大きな金額だからどういう事業が具体的にこのお金が使われるのかということを知りたいわけですね。

○ 議 長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○ 福祉保健課長（江藤幸徳君） 健康ウォーク推進事業につきましては、当初予算のほうで、また特別委員会も予定されているようでございますので、そちらで詳細はまたご説明申し上げたいと思います。

この事業につきましては、運動していただくことによって本人の消費カロリーを計算し、体力測定、それから保健師、看護師の問診等で健康の自己管理をしていただくというような取り組みでございます。詳細につきましては、また別途説明申し上げます。

○ 議 長（高田修治君） じゃ、いいですね。

次行きます。ほかにありませんか。

（な し）

○ 議 長（高田修治君） 次、45 ページ、10 款教育費から51 ページ、諸支出金最後まで、質疑ありませんか。

それでは、全体を通して質疑を認めます。ありませんか。

8 番 河野博文君。

○ 8 番（河野博文君） 8 番 河野 です。全体を通してなんですけれども、歳入歳出ともに合併浄化槽の設置の事業費が下がっているんですけども、これは県あたりからの事業費がなくなったからこの

事業はもうやめたのか、それとも減額した理由についてお聞かせください。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 合併浄化槽の補助事業につきましては、平成22年から26年まで5カ年の計画を立てまして、県のほうに申請をしております。今年26年度も当初予算では人槽をそれぞれ合わせまして115基の設置を予定して予算計上をしておりました。

今年度3月末の決算見込みの額で、現在66基の申請でございます。申請が計画に達しなかったということで予算を減額させていただいております。補助額がなくなるとかということではございません。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 8番河野です。

今日の町長の27年度の方針の中にも、環境の関係で合併浄化槽を進めるということがあるんですけども、やはりこれまで、今回もう二千数百万円の減額なんですけれども、広報の仕方が事業の進め方か、何かその辺がもうちょっと町民の方にわかりやすい取りつけしやすい、そういうようなことが足りなかったんじゃないかなという気はするんですけども、その辺はどう思われますか。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 本年度におきましても、町報等で広報はいたしておりましたが、また玖珠町内の設置業者のほうにもPRするようにお願いをしておりましたが、今後また27年度におきましてもこれまで以上の啓発推進の方法をまた考えていきたいと思います。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 町長の方針、27年度あるので、ぜひ積極的に、そしてやはり町民の方にわかりやすく、人頼みじゃなくて、説明しながらせつかくある事業を推進していくような形でやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（高田修治君） ほかに、全体を通して。

9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 先ほども質問いたしましたけれども、モラロジー跡地の件です。もうちょっと知りたいんですけども、この賃貸契約はいつされて、それをまだ当然継続しているわけですか。そして何が、例えば九電のなぜ太陽光発電が進行しないのか、そこら辺の理由、大きい理由があると思うんですけども、そこら辺もお知らせください。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 契約については、10月1日から半年分ということで契約をしております。

それと、この事業は九電が申請を受け付けて事業認可しないと着手できない事業でありますので、そこで受け付け申請はしているんですけども、認可をもらえないという状況で現在に至っております。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） もらえない理由というのは何かあるんですか。すみません、9番で秦です。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） もらえない理由は、九電のほうの事業として停止しておりますので、それが理由であります。

○議長（高田修治君） いいですか。ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） それでは、議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号、平成26年度玖珠町住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、別冊となっております。一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 8番河野です。

歳入の7ページ、収入の分なんですけれども、補正前の額のところの合計が3億42万7,000円ですか、これが合計のところは3億43万円なんですけれども、ちょっと違うんじゃないでしょうか。補正前の額というところです。

○議長（高田修治君） 7ページの補正前の額、3,000円の歳入について。

山本人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長（山本五十六君） 河野議員からのご質問ですけれども、ちょっと2ページになりますけれどもごらんいただきたいと思います。基金の運用収入で3,000円ということの計上はこちらの分で多分ふえたというふうに思っております。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 新年度のほうは、今言われたのは入っていると思うんですけれども、これは抜けているんじゃないですか、それはどうですか。いいんですか。

○議長（高田修治君） 山本センター所長。

○人権同和啓発センター所長（山本五十六君） 今回補正をして計上していないということで、そのままということです。

○議長（高田修治君） いかがですか。

ほかに、第26号について。3回目、河野議員。

○8番（河野博文君） でもちょっとわかりにくいですね。ここ、歳入のところに上の段と下の段が一緒にならないですかね。

○議長（高田修治君） 歳入2款が、補正額がないのでそのまま、この一番最後のページには上がってこなかったということでいいんですか。それで、合計額が1款2款を足して12万3,000円という解釈でいいんですかね。ここには上がってこなかったということで。最後のページ、3,000円が上がってこなかったというのは、そういう解釈でいいんですか。

山本センター所長。

○人権同和啓発センター所長（山本五十六君） 2ページ、基金積立金というのがあるんですけれども、

もう一つこの間に入るんですけども、今回補正でそれは上げておりませんので、今回これに計上していないということでご理解いただきたいと。だから記載をしていないということで。

○議長（高田修治君） もう1回確認しますよ。2ページの財産収入3,000円のところ、これがないので、7ページの最後の計には3,000円が入っていますがその上の12万円はそのままということでございますが、いいですかね、そういう説明で。そういうことでお願いします。

ほかに、第26号ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号、平成26年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、別冊となっています。歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

次に、議案第28号、平成26年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、別冊となっております。歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号、平成26年度水道事業会計補正予算（第3号）について、別冊となっております。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第29号の質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第1号は人事案件であります。議案の性格上、討論を省略したいと思います、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は討論を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

議案第15号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第25号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第26号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第27号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第28号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第29号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号、玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第1号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第15号、玖珠町基金条例の一部改正について、反対意見の発言もありませんでしたので、

これを採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第25号、平成26年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第26号から議案第29号までの4議案は、平成26年度各特別会計及び水道事業会計の補正であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第29号までの4議案は、一括採決することに決定しました。

議案第26号から議案第29号までの4議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第26号から議案第29号までの4議案は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす4日は議案質疑といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、4日は議案質疑とすることに決しました。

なお、一般質問は議会運営委員長より報告ありましたように、12日、13日を予定しております。通

告締め切りは5日の午後5時までとなっておりますのでご注意ください。

本日はこれにて散会します。

ご協力ありがとうございました。

午後1時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月3日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 中 川 英 則

署 名 議 員 清 藤 一 憲